第百六十八条を次のように改める。

（総務管理官の職務）

第百六十八条　総務管理官は、命を受けて、次条各号及び第百七十条各号に掲げる事務に関する重要事項に関する事務を行う。

第百六十九条を削る。

第百七十条中第七号及び第八号を削り、第六号を第九号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　職員の福利厚生に関すること。

八　国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。

第百七十条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。

第百七十条に次の一項を加える。

2　東北農政局、関東農政局、中国四国農政局及び九州農政局の総務部総務課は、前項各号に掲げる事務のほか、総務部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務をつかさどる。

第百七十条を第百六十九条とする。

第百七十一条を削る。

第百七十二条中第六号及び第七号を削り、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三　職員に貸与する宿舎に関すること。

四　営繕に関すること。

五　庁内の管理に関すること。

第百七十二条を第百七十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（厚生官の職務）

第百七十一条　厚生官は、次に掲げる事務に参画する。

一　職員の災害補償に関すること。

二　職員の福利厚生に関すること。

三　国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。

第百七十三条及び第百七十四条を削る。

第百七十五条の見出し中「監査官」を「管理官、監査官」に改め、同条第一項中「総務課に、」の下に「管理官五人及び」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　管理官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第百七十五条を第百七十二条とする。

第百七十六条を削る。

第百七十七条の見出し中「営繕専門官」を「会計専門官」に改め、同条第一項中「営繕専門官二人」を「会計専門官五人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　会計専門官は、命を受けて、会計課の所掌事務に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第百七十七条を第百七十三条とする。

第百七十八条を削る。

第百七十九条中「五課及び」を「四課並びに」に改め、「消費・安全調整官」の下に「及び消費・安全管理官それぞれ」を加え、「業務課」を削り、同条を第百七十四条とする。

第百八十条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第百七十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（表示・規格課の所掌事務）

第百七十六条　表示・規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　日本農林規格に関すること。

二　食品表示基準及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。

三　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関すること（安全管理課の所掌に属するものを除く。）。

第百八十一条を削り、第百八十二条を第百七十七条とし、第百八十三条を第百七十八条とする。

第百八十四条を削り、第百八十五条を第百七十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（消費・安全管理官の職務）

第百八十条　消費・安全管理官は、消費・安全部の所掌事務に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第百八十六条の見出し中「及び食育情報専門官」を削り、同条第一項中「及び食育情報専門官それぞれ一人」を「二人」に改め、同条第二項中「消費者行政専門官は」の下に「、命を受けて」を加え、「一般消費者に対して行う農畜産物、飲食料品及び油脂の消費の増進、改善及び調整に関する事務の取りまとめ並びに」を削り、同条第三項を削り、同条を第百八十一条とする。

第百八十七条を削り、第百八十七条の二を第百八十二条とし、第百八十七条の三を第百八十三条とし、第百八十七条の四を第百八十四条とする。

第百八十七条の五第二号中「病虫害」の下に「及び鳥獣害」を加え、同条を第百八十五条とする。

第百八十七条の六中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　地方競馬の監督に関すること。

第百八十七条の六を第百八十六条とする。

第百八十七条の七第二号中「病虫害」の下に「及び鳥獣害」を加え、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　農業の生産行程の改善のための農業生産に関する規範に関すること。

第百八十七条の七を第百八十七条とし、第百八十七条の八を第百八十七条の二とし、第百八十七条の九を第百八十七条の三とする。

第百八十七条の十の見出しを「（農政調整官、畜産環境対策官、畜産物流通指導官及び競馬監督官）」に改め、同条第一項中「農政調整官」の下に「一人」を加え、「及び」を「一人」に、「それぞれ一人」を「一人及び競馬監督官一人（関東農政局及び東海農政局にあっては、二人）」に改め、同条第三項中「係る」を「関する」に改め、同条に次の一項を加える。

5　競馬監督官は、命を受けて、地方競馬の実施の監督に関する事務を行う。

第百八十七条の十を第百八十七条の四とし、第百八十七条の十一を第百八十七条の五とする。

第百八十八条中「四課」を「六課」に、「事業戦略課」を「地域食品課　地域連携課　食品企業課」に改める。

第百九十条の見出しを「（地域食品課の所掌事務）」に改め、同条中「事業戦略課」を「地域食品課」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「流通」を「消費」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

第百九十条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業機会の創出に関すること。